

平成 20 年度  
( 2008 年度 )

静岡大学大学院自然科学系教育部  
( 後期 3 年博士課程 )

学 生 便 覧



静岡大学創造科学技術大学院

## 学 年 暦

4月1日	前学期開始(9月30日まで)
6月1日	静岡大学創立記念日
8月1日	夏季休業(9月15日まで)
10月1日	後学期開始(3月31日まで)
12月26日	冬季休業(1月5日まで)
3月25日	春季休業(3月31日まで)

## 平成20年度の主な行事予定

4月7日(月)	入学式及びガイダンス
4月11日(金)	前学期授業開始
5月10日(土)~5月11日(日)	春のビッグフェスティバル(静岡)
5月17日(土)	新入生歓迎駅伝大会(浜松)
7月23日(水)	前学期授業終了
7月25日(金)~7月31日(木)	前学期試験
10月1日(水)	後学期授業開始
11月8日(土)~11月9日(日)	静大祭in浜松(浜松)
11月14日(金)~11月16日(日)	静大祭(静岡)
12月18日(木)	授業終了
1月13日(火)	授業開始
2月4日(水)	後学期授業終了
2月6日(金)~2月13日(金)	後学期試験
3月21日(土)	卒業式(静岡)
3月22日(日)	卒業式(浜松)

## 授業時間

### 昼間コース

時限	授業時間
1・2時限	8:40~10:10
3・4時限	10:20~11:50
5・6時限	12:45~14:15
7・8時限	14:25~15:55
9・10時限	16:05~17:35

共通科目(短期集中型講義)は、異なる時間帯で開講する。

# 目 次

大学院自然科学系教育部の内容	
1 目的と養成する人材像 .....	2
2 教育部の構成 .....	2
修了要件について	
1 修了要件 .....	3
2 修了に必要な履修科目単位数 .....	3
3 履修上の注意 .....	3
学位の授与について .....	4
履修方法	
1 授業科目の区分等について .....	5
2 各授業科目の内容について .....	5
創造科学技術研究部について .....	6
就学上の留意事項	
1 両キャンパス共通事項 .....	7
2 浜松キャンパスに関する事項 .....	12
3 静岡キャンパスに関する事項 .....	19
諸規則等	
1 国立大学法人静岡大学学則 .....	25
2 静岡大学大学院規則 .....	38
3 静岡大学学位規程 .....	56
4 静岡大学創造科学技術大学院規則 .....	65
5 関係法令 .....	72
6 静岡大学天城フィールド・セミナーハウス利用規程 .....	75
7 静岡大学佐鳴会館利用規程 .....	77
建物配置図	
浜松キャンパス .....	79
静岡キャンパス .....	80

## 静岡大学の理念

- 1 静岡大学は、地球の未来に責任をもち、豊かな国際的感覚を備え、高い専門性をもった教養人を育成します。
- 2 静岡大学は、現代社会が抱える危機的状況を踏まえ、世界の平和と人類の福祉を根底から支える諸科学を目指して、創造性ある学問研究を行います。
- 3 静岡大学は、地域社会と共に歩み、地域が直面する諸問題に真摯に取り組み、文化と科学の発信基地としての役割を果たします。

## 創造科学技術大学院について

静岡大学では、平成18年4月から従来の理工学研究科及び電子科学研究科を改組し、新たに後期3年の博士課程の教育組織「大学院自然科学系教育部」を設置しました。

併せて、教員が所属する研究組織「創造科学技術研究部」を設置し、教育部と研究部からなる創造科学技術大学院を置くこととしました。

## 大学院自然科学系教育部の内容

### 1 目的と養成する人材像

自然科学系教育部（以下「教育部」という。）は、**地域特性と時代的ニーズに特化した教育**を行い、**深い専門知識と時代に即応した幅広い素養及び国際性豊かな知識**を有する高度先端技術者及び研究者を養成することを目的とする。

### 2 教育部の構成

教育部を構成する専攻は、次のとおりである。

ナノビジョン工学専攻  
光・ナノ物質機能専攻  
情報科学専攻  
環境・エネルギーシステム専攻  
バイオサイエンス専攻

## 修了要件について

### 1 修了要件

修了認定は、3年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者）にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

### 2 修了に必要な履修科目単位数

必修	選択必修	履修単位	合計
	開講単位		
・演習：2単位 ・特別研究：3単位	・専門科目 （各専攻の開講単位内訳） ナノビジョン工学専攻 8単位 光・ナノ物質機能専攻 8単位 情報科学専攻 12単位 環境・エネルギーシステム専攻 12単位 バイオサイエンス専攻 8単位	2単位以上  (各年度1科目まで)	11単位以上
	・共通科目(短期集中型講義): 22単位 (内訳) 総論 10単位 新領域 6単位 基盤的共通科目 6単位  ・特別講義: 1単位	4単位以上	

1 「特別研究」の担当教員は、指導教員である。

2 授業科目名は、創造科学技術大学院規則の別表 を参照すること。

### 3 履修上の注意

#### (1) 履修の方法

各授業科目等は原則的に「授業内容の紹介」に記載されている開講学期・開講キャンパスにおいて開講されるが、学生の希望によっては変更することがある。静岡キャンパスに就学する学生が浜松キャンパスで開講予定の授業科目を履修希望する場合、あるいはその逆の場合は、開講前に当該授業担当教員に申し出ること。

(2) 受講申請

受講する授業科目は所定の履修カードを、履修学期の初めに当該授業担当教員に提出すること。途中で受講を取りやめる場合は、必ず授業担当教員に申し出ること。

(3) 定期試験及び成績の評価

定期試験は適宜実施する。

受講した授業科目（演習・特別研究を含む。）の成績は、秀・優・良・可・不可の標語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(4) 問い合わせ

履修に関し、疑問がある場合は、浜松キャンパスは事務部（創造科学技術大学院係）に、静岡キャンパスは事務部分室（理学部学務係）に問い合わせること。

### 学位の授与について

授与する学位は博士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育研究の内容により次のいずれかとする。

学術（Philosophy）

理学（Science）

工学（Engineering）

情報学（Informatics）

農学（Agriculture）

## 履修方法

### 1 授業科目の区分等について

- (1) 講義・演習科目として  
「専門科目」、「特別講義」、「演習」
- (2) 幅広い知識の獲得のための短期集中型講義  
「総論」、「新領域」、「基盤的共通科目」
- (3) 博士論文作成のため  
「特別研究」

各学年における学位取得までの標準的な履修プログラム

- 《1年次》・「専門科目」の履修
- ・短期集中型講義の「新領域」、「基盤的共通科目（経営論、生命倫理など）」の履修
- 《2年次》・「専門科目」の履修
- ・「演習」、「特別講義」による最先端の研究・技術開発の動向等の把握
  - ・短期集中型講義の「基盤的共通科目（科学技術文書表現法など）」の履修
- 《3年次》・専攻の研究分野の総合的な理解を得るための短期集中型講義「総論」の履修
- ・「特別研究」の履修と、博士論文の作成

### 2 各授業科目の内容について

- (1) 「専門科目」（各2単位）  
受講生は、講義内容の理解を深めるために予習・復習を必要とする。  
学生が履修できる授業科目数は、各年度1科目に限定する。
- (2) 「共通科目（短期集中型講義）」（各1～2単位）  
専攻が履修指導する専門科目に関連する分野の講義の受講が中心となるが、専門分野以外の複数の授業科目の受講ができ、自らの専門及び教養の幅を広げることが可能である。  
短期集中型講義には「総論」、「新領域」、「基盤的共通科目」の3つのカテゴリーがある。これらのカテゴリーの概要は次のとおりである。  
《総論》（各2単位）  
「専門科目」のエッセンスを集めることにより、各専攻がカバーする研究分野を理解する上で必要な基礎知識を講義し、狭くなりしがちな研究分野



の間口を広げる。

《新領域》（各2単位）

今後、関係が深まりかつ進展が期待される周辺分野の知識を学び、研究分野の間口を更に拡張する。浜松キャンパスと静岡キャンパスの担当教員が相互に協力して、他分野・他専攻の学生向けの「新領域」を担当する。

《基盤的共通科目》（各1単位）

21世紀の科学技術に関しては、知的財産の所属をめぐる競争・紛争が国際レベルでますます熾烈化するものと予想され、21世紀に生きる研究者・技術者には地球環境保全と人類福祉への思慮分別が求められる。このような課題に応えられる人材を育成するために、「基盤的共通科目」として、知的財産論、経営論、生命倫理、科学技術文書表現法等の授業科目を開設する。

(3) 「特別講義」（各1単位）

国内外の著名な研究者による招待講演や特別に依頼する講義を積極的に受講することにより、専門分野における高度な知識及び最先端の研究情報の習得が可能になる。

(4) 「特別研究」

指導教員の指導に基づき、博士論文作成のための研究を行う。

(インターンシップ)

我が国の産業界においてますます熾烈化する国際的な競争にうち勝って成長するためには、優れた資質を備えた高度先端技術者として産業界から歓迎される存在でなければならない。これには、在学中から産業界と緊密に連携し、産業界が抱える技術開発の課題を知ること、自らの研究の位置付けと価値を明確化することが肝要である。

このため、企業等に一定の期間集中的に学生を派遣する「インターンシップ」を「特別研究」の中に積極的に取り入れ、この経験を通して、学生の研究や教育への意欲を高めると同時に就職において有利な位置に立つことを期待する。

### 創造科学技術研究部について

教育部を指導する教員は、教員組織である創造科学技術研究部に所属し、本研究部は、浜松研究院（浜松キャンパス）及び静岡研究院（静岡キャンパス）で構成される。

研究部の構成 - 創造科学技術研究部 -

浜松研究院（浜松キャンパス） ナノビジョンサイエンス部門 オプトロニクスサイエンス部門 インフォマティクス部門 ナノマテリアル部門 エネルギーシステム部門	ベーシック部門
静岡研究院（静岡キャンパス） 統合バイオサイエンス部門 環境サイエンス部門	

**就学上の留意事項**

この学生便覧のほか、本学では学部学生に「学生案内」を配布している。この冊子には授業料免除や奨学金等を含めた修学上の留意事項について詳細に記載されているので、希望者は各キャンパスの事務部に申し出て受領すること。

1 両キャンパス共通事項

(1) 指導教員について

指導教員（主・副）は、勉学・研究その他学生生活全般についての相談者なので、遠慮なく相談すること。

なお、健康に関する事項については保健管理センターに、また、学生相談室でも相談にのることができるので、必要に応じて利用すること。

(学生相談室の場所)

< 浜松キャンパス >

工学部合同棟1号館3階（エレベーターの隣の部屋）

< 静岡キャンパス >

共通教育A棟5階（エレベーターの前）

(2) 学生に関する連絡事項について

連絡事項はすべて掲示により行うので、各キャンパスの大学院用掲示板を毎日見ること。掲示場所については、各キャンパスの固有事項を参照。

(3) 授業料について

静岡大学では、「授業料の代行納付制度」（口座振替）を実施している。この制度は、本学の指定した金融機関が、学生本人名義の口座から授業料を

引き落として大学に納入するものである。

前期分授業料の引き落とし日は当該年度の4月の最終営業日、後期分授業料の引き落としは、当該年度の10月の最終営業日となるので、前日までに入金済ませておくこと。

納期までに納入しない場合は保証人に督促し、年度内に納入しないと除籍処分となる。

授業料の納入告知は、掲示にて通知する。個別に通知等は行なわないので注意すること。

#### (4) 授業料免除

授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに納入しなければならないが、授業料免除の条件に該当する場合は、学期ごと学生本人の申請に基づいて選考の上、授業料の半額又は全額が免除されることがある。

詳しくは、「授業料免除申請のしおり」を見ること。配布場所は各キャンパスの固有事項を参照。

#### (5) 休学・復学・退学

##### 休学・復学

病気や怪我、その他特別な理由のために2ヶ月以上修学することができないときは、「休学願」を各キャンパスの事務部に提出すること。所定の手續きで承認された場合は、休学が許可される。

病気・怪我の場合には医師の診断書の添付が必要である。休学期間は1年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間には含まれない。

休学願の提出にあたっては、各指導教員及び各キャンパスの事務部に相談のうえ、修了が遅れる等の就学上の留意点の説明を受けること。

休学者が復学する場合は、「復学願」が必要である。休学及び復学の願ひ出は8月末日又は2月末日までに提出すること。

##### 退学

入学後に退学しようとするときは、指導教員に相談の上「退学願」を各キャンパスの事務部に提出すること。

#### (6) 長期履修学生制度

職業を有している等の理由により、最長6年間の長期にわたる教育課程の履修を申請できる。各キャンパスの事務部に相談すること。

#### (7) 各種証明書の交付

証明書類が必要なときは、使用予定の5日前までに申し込むこと。申込を忘れ、当日急に依頼されてもほとんどの場合、対応できないので注意すること。

### 成績証明書

交付願に所要事項を記入し、学生証を持参すること。受領の際にも学生証は必要である。

### 旅客運賃割引証（学割）

JRで片道100kmを超えて旅行するときは、旅客運賃割引証（学割）が利用できる。一人当たり年間10枚まで、有効期限は発行の日を含めて3ヶ月。学内に設置された自動発行機を利用すること。

### 通学証明書

定期券等を購入する場合に必要となる。交付願に所要事項を記入して、学生証を添えて提出すること。この証明書の乗車区間は、自宅等の最寄り駅から大学に最も近い駅までである。通学以外の用途（アルバイト等）の場合は発行できない。

### 在学証明書、修了見込証明書

学内に設置された自動発行機にて各自発行すること。

### （自動発行機の設置場所と稼働時間）

#### < 浜松キャンパス >

工学部合同棟 1号館玄関ホール 月～金 8:30～21:00

（工学部夜間主コース授業開講日以外は、～17:00）

総合研究棟 1階北側リレッシュスペース 月～金 9:00～17:00

情報学部2号館西側玄関ロビー 月～金 8:30～17:00

#### < 静岡キャンパス >

共通教育 A棟 2階玄関ホール 月～金 8:30～17:00

共通教育 A棟 3階学生談話スペース 月～金 8:30～17:00

共通教育 L棟 1階玄関ホール 月～金 8:30～21:00

（人文学部夜間主コース授業開講日以外は、～18:00）

大学会館 2階ロビー 月～金 9:00～17:00

（木曜日は、～15:00）

### 団体旅行申込書

教職員に引率された学生団体（8人以上）でJRを利用するときは、申し込み用紙をJRから受け取り、所要事項を記入の上、所定の期限内に申し込むこと。

### （8）生活上の諸注意

学生一人一人が、キャンパスライフを快適に送るために、注意してほしい事項について以下に列挙する。

### 騒音防止及び美化

大学は、学生には勉学の間であり、教員には教育・研究の間であり、事務職員には大学運営のための職務を行う間である。アンプ（マイク・スピーカー）類を使用しての広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をすること。特に音楽系サークルは音量に注意すること。

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てない。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけること。また、備品（机、椅子等）を大切に、整頓すること。各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けているので、活用すること。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つために撤去する。

### 喫煙と火気の注意

講義室や廊下での喫煙及び火気の使用は禁止。喫煙は、各研究棟の指定された場所でマナーを守って行うこと。

### 落とし物と拾得物

落とし物や忘れ物をした場合や、それらを拾得した場合は、速やかに各キャンパスの事務部に届け出ること。拾得物は所定の場所に展示するので、心当たりがあれば印鑑持参の上で、申し出ること。

### 盗難の防止と届出

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生している。学内（駐輪場を含む。）で盗難にあったとき、あるいは不審な人物をみつけたときは、直ちに教職員に届け出ること。以下に盗難防止の留意事項を列挙する。

現金盗難防止のため、多額の現金を持ち歩かずATMを利用することを勧める。

（ATM（現金自動預金払出機）の設置場所と利用時間）

< 浜松キャンパス >

南会館玄関脇：スルガ銀行・静岡銀行共通

北会館：郵便局

いずれも、月～金 9：30～18：00

（土曜日、日曜日・祝日は利用不可。）

### < 静岡キャンパス >

第1 食堂玄関ホール：静岡銀行  
共通教育A棟1階北側：スルガ銀行  
大学会館1階：郵便局

静岡県内金融機関（静岡銀行、スルガ銀行、  
清水銀行、静岡信用金庫、静岡信用金庫）

利用時間は、それぞれ異なるので注意すること。

（土曜日、日曜日・祝日は利用不可。）

バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをして、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくこと。バイク、自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバー（ナンバープレート）とともに車体番号も必ず記録しておくこと。

建物・研究室の使用

各建物により異なるので、指導教員の指示に従うこと。

ごみの分別収集

可燃ごみの処分については、下記に従うこと。

### < 浜松キャンパス >

収集日時：月曜日・木曜日（週2回） 12：00～12：30

集積場所：電気電子工学科棟南側の可燃物用ごみ集積場（金網の中）

ごみの出し方：生ゴミの袋とその他のごみの袋を別にし、透明又は半透明の袋に入れ、研究室名等を明記すること。（基本的に浜松市の「もえるごみ」の出し方に準じる。）

その他のごみは、別表「一般廃棄物の処分方法一覧」（18ページ）に従い処理すること。

### < 静岡キャンパス >・・・部局ごとに異なる

（理学部）

理学部学務係に問い合わせること。

（農学部）

収集日時：金曜日（週1回） 11：00～12：00

集積場所：農学部A棟北側の可燃ごみ等集積場（金網の中）

ごみの出し方：指定の半透明のごみ袋に入れ、研究室名を明記すること。

その他のごみは、別表「ごみの出し方」（24ページ）に従い処理すること。

(9) 健康診断について

保健管理センターが実施する定期健康診断は必ず受診すること。

(期間中に受診できない場合は、勤務先等で受診した健診結果の写しを提出すること。)

(10) 大規模地震防災について

日頃から地震対策に心がけて、非常時における避難経路・避難出口を確認しておくとともに、実験・実習中における対処方法について熟知しておくこと。

また、警戒宣言が発せられた場合や地震が突発的に発生した場合は、指導教員等の指示に従い、あわてずに対処できるよう普段から心がけておくこと。

2 浜松キャンパスに関する事項

(1) 事務部（創造科学技術大学院係）で取り扱う事項（教務・厚生補導に関する事務全般）について

履修手続き、試験、修了、学業成績に関すること

在学証明書、修了（見込）証明書、成績証明書、単位取得証明書

（在学証明書（和文）、修了見込証明書（和文）、学割、健康に関する証明書は自動発行機を利用すること。）

入学願、休学願、退学願

改姓、転居、本籍地変更等

連帯保証人変更、同住所変更等

奨学金（日本学生支援機構等）

入学料免除・徴収猶予、授業料免除・延納・月額分納

通学証明書

その他学生生活に関すること

掲示場所は、電子科学研究科棟玄関前。

(2) 浜松キャンパスにおける交通規制及び事故処理について

浜松キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため交通安全と騒音対策が大きな問題となっている。浜松キャンパスでは静岡キャンパスと同様、交通規制を実施しているので、厳守すること。静大生の品位を疑われるような大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）は絶対にしないこと。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全にはみなさんの自覚・自重が強く望まれる。以下に、キャンパスの交通規制及び万が一事故が発生した際の対応について述べる。

## 浜松キャンパス構内交通規制

以下に交通規制の概略を述べるが、キャンパス内への自動車の乗り入れは原則的に禁止。通学には原則として公共交通機関（又は自転車）を利用し、下記の場合を除き、自動二輪車や原付バイクで通学しないこと。（規則の詳細については「静岡大学城北地区構内交通規制要項」（15ページ）を参照。）

### 自動車（四輪車）の乗り入れ

全面禁止。ただし、身体的な理由等、特別の理由がある者については、城北地区交通対策委員会の許可を得て乗り入れることができる。

許可を受けようとする者は、各キャンパスの事務部に申し出ること。

### 自動二輪車及び原付バイクの乗り入れ

住所が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以上の者で、公共交通機関の便が特に悪いなどの理由から、自動二輪車等による通学を希望する者は、各キャンパスの事務部に申し出ること。城北地区交通対策委員会で許可された場合には、ステッカーが交付されるので、自動二輪車等の前から良く見える場所に貼っておくこと。

なお、収容可能台数を超過した場合は、許可しないことがある。

### 自転車の乗り入れ

乗り入れ規制はないが、所定の場所に駐輪すること。

### その他の主な規制

歩行者の通行が最優先。

自動二輪車及び原付バイクを乗り入れる際は、守衛が許可車両であることが確認できるよう、また、事故防止のために必ず正面守衛所前で一旦停止すること。

構内では、20km以下で走行しなくてはならない。

車両（自転車を含む）は、必ず学内の所定の駐車場又は駐輪場に置くこと。

構内における移動には車両（自転車を含む）を使用してはいけない。

キャンパス周辺の住民等に迷惑を掛けるような駐車は絶対にしないこと。

上記の交通規則は、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、休業期間及び昼夜を問わず適用される。



### 浜松キャンパスの事故処理

学内もしくはその周辺で、交通事故や盗難事故、人の生命・身体の安全を侵す事故が発生し、あなたがその当事者や発見者となった場合、又は、その現場に居合わせた場合に適切な事故処理ができるよう次に示す処置と通報を行うこと。

状況により救急車を手配するなど、現場での応急措置をとること。交通事故では続発事故を避けるための注意が必要である。また、盗難事故では、状況に応じて現場の保存等の措置が重要になる。

下記のうち連絡が取れるところに至急連絡すること。その後、創造科学技術大学院係に必ず連絡するとともに、指導教員に相談すること。

(公衆電話の設置場所)

- ・南会館の南側
  - ・図書館の西側(国際電話も可能)
- いずれも、テレホンカード使用可

(平日・昼間)

現場近くの教職員

創造科学技術大学院係(内線:1350、直通:053-478-1350)

守衛室(内線:1013、直通:053-478-1013)

《負傷者がいる場合》

保健管理センター分室(内線:1012、直通:053-478-1012)

(休日または時間外で職員が不在の時)

守衛室(内線:1013、直通:053-478-1013)

## 静岡大学城北地区構内交通規制要項

- 1 静岡大学城北地区交通対策委員会要項第2条に基づきこの要項を定め、もって城北地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、構内における教育研究環境の保全を期すると共に、歩行者の安全と交通事故を防止することを目的とする。
- 2 構内への車両（軽車両を除く。以下同じ。）の乗り入れは、次の各号に掲げたものを除き、これを禁止する。
  - (1) 本学の公用車両
  - (2) 本学教職員、学生及び生活協同組合等の職員の通勤・通学用車両で、別に定める規定に基づき許可された車両
  - (3) 納品、工事関係車両その他本学が特に許可した車両
  - (4) 緊急車両・バス・タクシー・郵便車等の車両
- 3 前項(2)及び(3)により乗り入れを許可された車両は、構内においては常に許可証（原動機付自転車を含む自動二輪車はステッカー、以下同じ。）をよく見えるところに表示しなければならない。
- 4 乗り入れを許可された車両は構内において、交通対策委員会が定める事項を順守するほか、次の事項を順守しなければならない。
  - (1) 構内への進入は指定された進入口に限ること。
  - (2) 守衛室前では一旦停止し、許可証を呈示すること。
  - (3) 歩行者の通行を最優先させること。
  - (4) 交通標識に従い、時速20km以下で静かに走行すること。
  - (5) 許可された駐車場以外に駐車及び停車しないこと。
  - (6) 構内の移動には、車両（自転車を含む。）を使用しないこと。
- 5 この要項に違反した者に対して、委員会は、許可の取り消し、措置に要する諸経費の請求、その他必要な措置を行うものとする。
- 6 この要項の実施に必要な事項は、委員会が別に定める。

### 附 則

この要項の改正は、委員会が行う。この場合速やかに城北地区各教授会及び電子科学研究科にあっては、研究科委員会に報告するものとする。

## 車両乗り入れ許可基準(抜粋)

交通規制要項第2項第2号、第3号に基づく構内への車両の乗り入れ許可基準は当面、次のとおりとする。

### 1 教職員等、学生

#### (1) 自動二輪車及び原動機付自転車(以下「オートバイ等」という)

工学部中央噴水を中心として、直線距離1.0km以内に住居がある場合は特別な事情がない限り許可しない。

但し、収容可能台数を超過した場合は許可しないことがある。

#### (2) 自動車

##### (ア) 教職員等(昭和55年11月施行の規制)

(略)

(イ) 学生は、特別な場合を除き許可しない。

### 2 教職員・学生等の臨時許可証の発行

#### (1) (略)

(2) 学生が研究上、身体上等の理由で臨時に自動車を乗り入れる必要が生じた場合は、臨時駐車許可申請書に指導教員の承認印を得て守衛室に提出し、許可証の交付を受け、退出時に返却するものとする。

#### (3) (略)

(4) 臨時駐車許可車両の駐車場は来客用駐車場とする。(オートバイ等は専用置場とする)

### 3 学外者の許可証

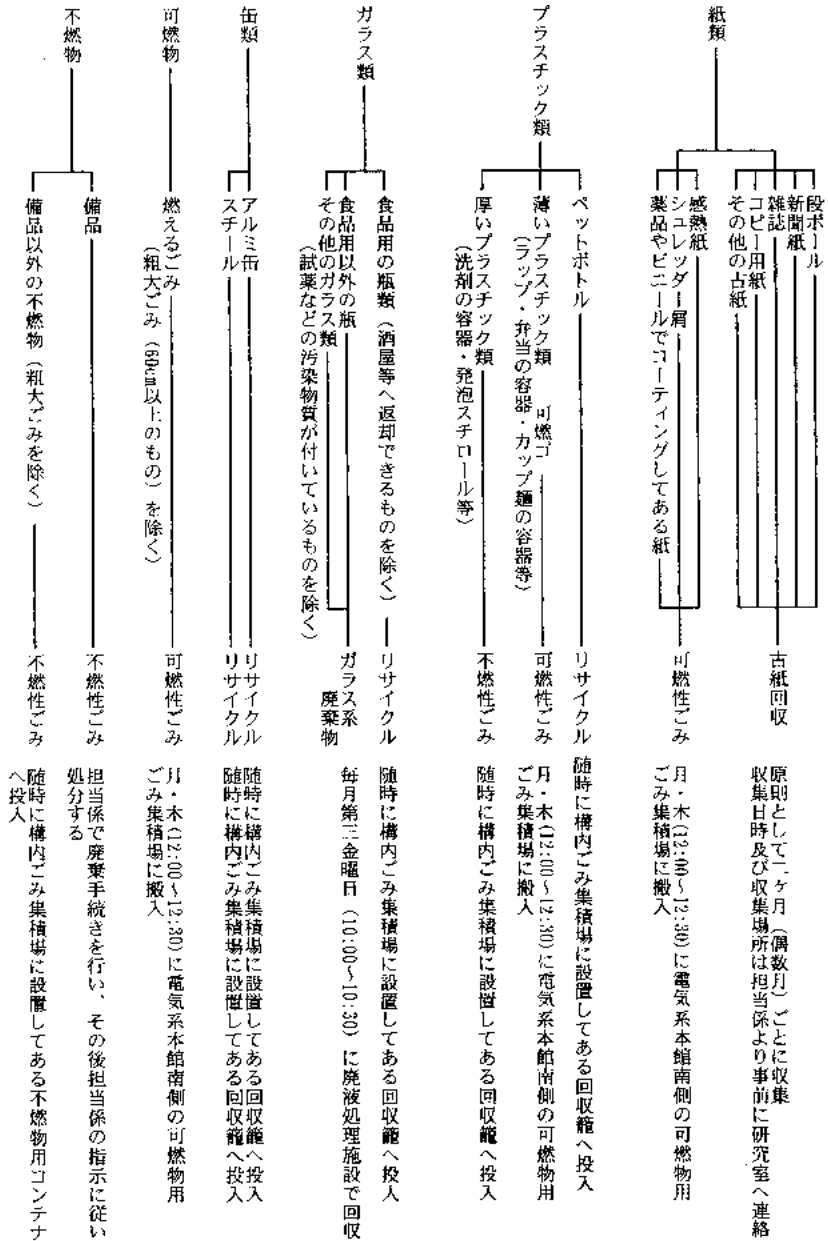
(略)

## 構内における交通方法等について

静岡大学城北地区構内における交通方法等は交通規制要項第 4 項に定める事項のほか、次のように定める。

- 1 この交通規制は、学年中の休業日を含め年間昼夜実施する。
- 2 許可車両（軽車両を除く）の進入路  
オートバイ等の乗り入れは、正門に限る。  
自動車の乗り入れは、正門に限る。
- 3 駐車場の指定は次の区分による。
  - (1) 自動車  
教職員用（略）  
来客・臨時 来客用駐車場（電子科学研究科棟前）  
なお、学生が、特別な理由で自動車の乗り入れを許可された場合は、その都度、使用できる駐車場を交通対策委員会が指定します。
  - (2) オートバイ等 自動二輪専用置場（守衛所裏）
- 4 構内においては、交通規制第 4 項に定めるほか、次の事項を遵守すること。
  - (1) オートバイ等のステッカーは前部フェンダーの見易い所に貼ること。
  - (2) 駐車許可証は運転席前上部の外から見易い所に置くこと。
  - (3) 自動車、オートバイの追越しをしないこと。
  - (4) クラクション、エンジンの空ふかし、スリップ音等の騒音を出さないこと。
  - (5) 構内では洗車しないこと。
  - (6) 定められた駐車場以外には駐車しないこと。
  - (7) 自転車、オートバイ等の二人乗りをしないこと。
  - (8) その他、交通安全対策上、好ましくない行為。
- 5 駐車許可証の複製・譲渡・貸与、及び許可車両の貸与は禁止する。
- 6 自転車は、自転車専用置場に置き、構内での移動、連絡には使用しないこと。
- 7 構内における車両の盗難、損傷等については、大学は調査に協力するが、その直接の責めを負わない。

# 一般廃棄物の処分方法一覧



### 3 静岡キャンパスに関する事項

#### (1) 事務部分室（理学部学務係）で取り扱う事項（教務・厚生補導に関する事務全般）について

履修手続き、試験、修了、学業成績に関すること

在学証明書、修了（見込）証明書、成績証明書、単位取得証明書

（在学証明書（和文）、修了見込証明書（和文）、学割、健康に関する証明書は自動発行機を利用すること。）

入学願、休学願、退学願

改姓、転居、本籍地変更等

連帯保証人変更、同住所変更等

奨学金（日本学生支援機構等）

掲示場所は、理学部A棟玄関前。

#### (2) 学生生活・就職支援チーム（奨学担当）で取り扱う事項

< 共通教育A棟3階 >

入学料免除・徴収猶予、授業料免除・延納・月額分納

通学証明書

#### (3) 静岡キャンパス構内交通規制

本学大谷地区においては、静岡大学大谷地区構内交通規制要項及び同要項運用方針並びに静岡大学大谷地区交通対策委員会の定めるところにより、構内への車両の乗り入れ規制を実施している。

< 規制の目的 >

構内における交通事故及び騒音の防止

< 学生にかかわる規制 >

自動車

自動車の構内乗り入れは、原則として禁止。

ただし、身体的理由等特別な理由がある者については、委員会の許可を得て乗り入れることができる。

許可を受けようとする者は、事務部分室（理学部学務係）に申し出ること。

臨時許可

怪我等による病院への通院等のため、やむを得ず自動車で通学せざるを得ない事由が生じた場合は、事務部分室（理学部学務係）に構内への乗り入れ許可を申請し、許可されたときは、期間を限って構内へ乗り入

れることができる。

#### 遵守事項

- a 職員宿舎及び学生寮周辺には駐車しないこと。
- b 大学周辺の道路には駐車しないこと。

特に最近、学生による不法駐車により周辺住民に大変な迷惑をかけているので注意すること。不法駐車により通行の妨げとなる場合は、強制移動措置をとる場合もあるので特に注意すること。

#### 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）

自動二輪車・原動機付自転車（許可車を除く。）の構内への乗り入れは禁止。ただし、身体的理由がある者については、委員会の許可を得て乗り入れることができる。

二輪車で通学する者は、下記に指定された駐輪場のいずれかを利用し、それ以外の場所に駐輪してはならない。

- a 第1駐輪場（東名高速道路脇）
- b 第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）
- c バイク・オートバイ専用駐輪場（保健管理センター南側）
- d 片山寮に居住する学生の二輪車の取扱いについて

寮生が学外に用事がある者が構内を通り抜ける場合に限り、寮と正門の間の道路に限り通行を認めるが、それ以外の区域への乗り入れは禁止。

大谷地区案内図（22～23ページ）の・・・・・・部分

#### 自転車

自転車で通学する者は、下記の指定された駐輪場に駐輪すること。

- 第1駐輪場（東名高速道路脇）
- 第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）

#### 自転車専用駐輪場

大学周辺に下宿する者及び片山寮に居住する者は、徒歩で通学すること。

#### (4) 学内外の交通事故について

交通安全については、一層の注意を喚起したい。

交通事故が発生した場合は、下記のうち連絡が取れるところに、至急連絡すること。

（学内）最寄りの事務室

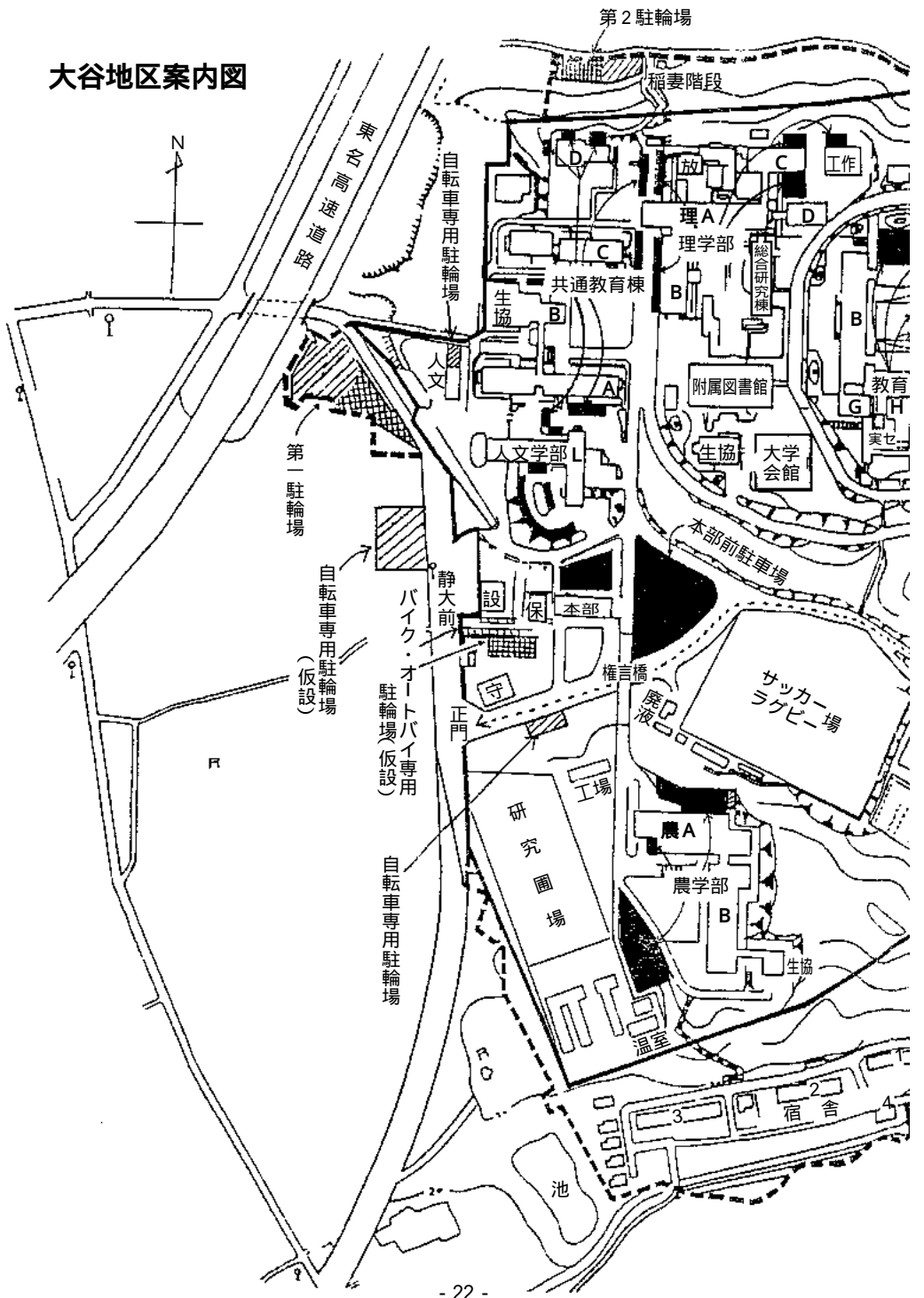
指導教員

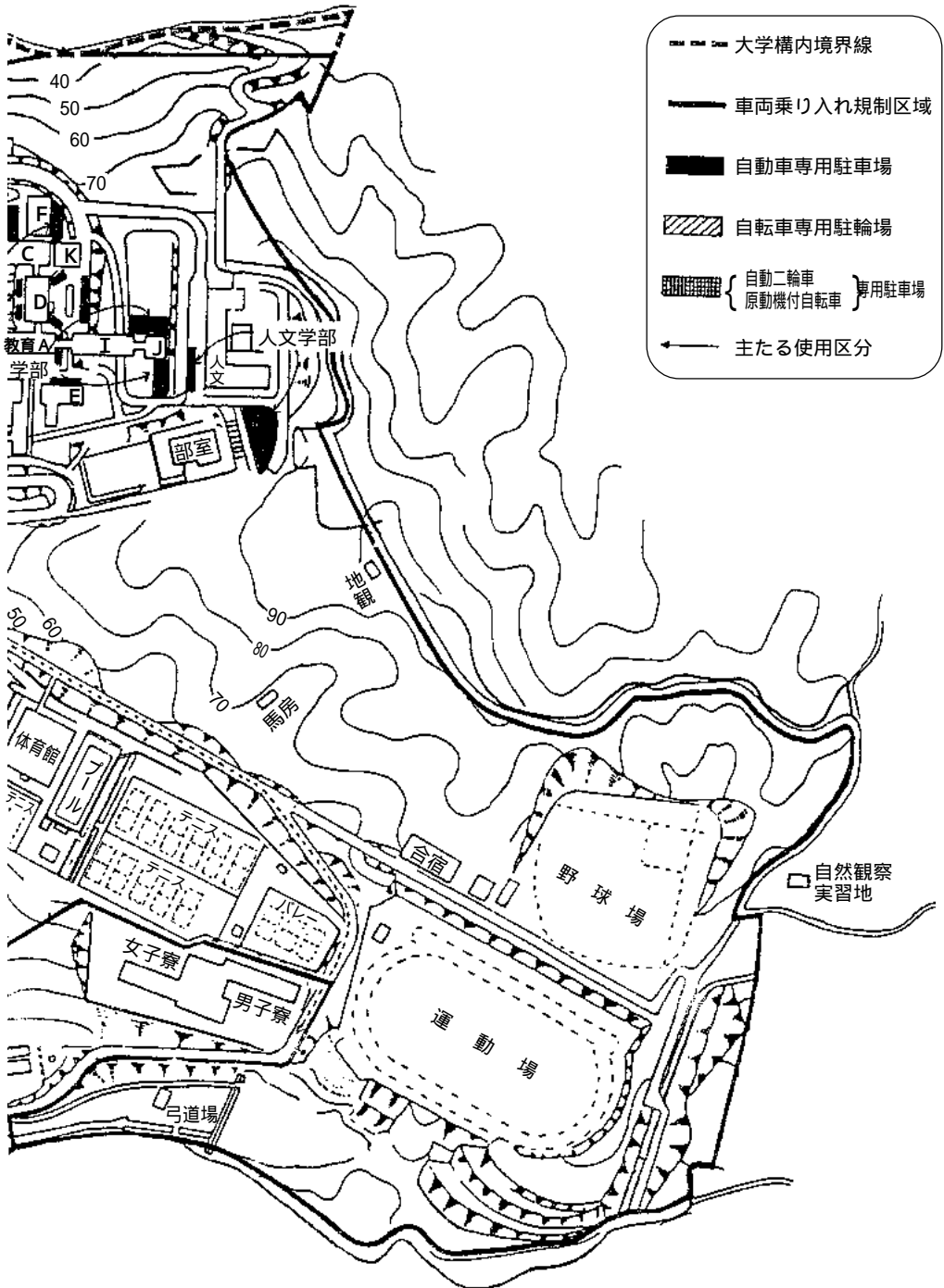
守衛所（内線：4426、直通：054-238-4426）

(学外)指導教員  
事務部分室(理学部学務係)



# 大谷地区案内図





## ごみの出し方（静岡大学農学部）

以下の可燃ごみ、廃プラスチック、ペットボトル、プラスチック製実験容器等は、今までどおり、可燃ごみ等集積場に半透明ごみ袋に（一括して）入れてごみ出しすることができます。

ごみの区分	ごみ袋・出し方	ごみの種類例及び注意事項	備考
可燃ごみ	指定の半透明ごみ袋（研究室名を明記）	生ごみ(よく水切りする)、紙くず、布、焼却灰、水に湿らせる)、茶封筒、コピー用紙の包装紙、弁当殻、写真、黒表紙、紙ファイイル、食べかすがついた袋、発砲スチロール、ゴム類	なるべく詰めて入れてください
廃プラスチック	指定の半透明ごみ袋（研究室名を明記）	廃プラスチック容器類、ビデオ・カセットテープ、ポリバケツ、ポリ容器、フロップビディスク、CD、OHPシート、ペットボトルのキャップ・ラベル	なるべく詰めて入れてください
びん・缶	専用の集積ボックス	ジュースなどの空き缶、空き瓶、スプレー缶(残液なし)、穴あけ、キャップなし)	
ペットボトル	なるべく第3食堂前のリサイクルボックスに出す	キャップ、ラベルを取り除いた後、軽く水洗浄を行ったペットボトル	なるべくつぶして入れてください
新聞・雑誌	紐で束ねる	なるべく古紙回収時に出してください。ただし、機密書類、教務、入試、学生関係書類等は必ずシュレッター処理して可燃ごみへ	年5回実施 概ね2月、4月、6月、10月、12月)
ダンボール	各フロアに集積ボックス	実験用容器類(ビーカー、試験管、シャーレ、ピペット等)、プラスチック製実験機器、プラスチック手袋、アルミホイール、培地等(培地を含む容器はオートクレーブ処理後、液体部分を捨て乾燥させて捨てる)	プラスチック製は可燃ごみ、ガラス製及び薬品びん類は各専用集積ボックス
実験器具・容器、薬品びん類(非感染性廃棄物)	水洗浄・乾燥する		
プラスチック製は可燃ごみ、ガラス製及び薬品びん類は各専用集積ボックス			
有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	各専用の集積ボックス	使い捨てライターは厳禁	温度計、体温計も有害ごみ

上記以外の可燃性粗大ごみ、家具、OA機器類、廃家電製品、大型実験機器、廃タイヤ等については集積場に直接持ち込まないでください。必ず総務係担当 木村)に相談してから処分してください。これらの経費は、平成16年1月から研究室負担に変わる予定です。

ごみ出しの原則例 1. 薬品入りのびんを捨てる( 空のびんを捨てる) 2. シャーレを洗浄せずに捨てる( 洗浄・乾燥させて捨てる) 3. 培地入りシャーレをそのまま捨てる( 殺菌処理 + 乾燥後に捨てる) 4. うずら卵入りの袋から汁漏れする( 袋を二重にして捨てる) 5. 即席ラーメン容器をびん・缶かごに捨てる( 可燃物ごみに出す) 6. 金貨付ファイイルを古紙回収に出す( 金貨をはずす) 7. カーハッチキーを捨てる( 私物は自宅の集積場に出す) 8. ごみ袋に研究室名を記入しない( 必ず研究室名を記入する)

平成15年10月21日 農学部学科長会議  
( お問い合わせ先 農学部総務係 内線7002)

## 諸規則等

# 1 国立大学法人静岡大学学則

(昭和24年12月21日制定)

(目的、使命)

**第1条** 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成することを目的・使命とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

**第2条** 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

**第3条** 本学は、本学における教育研究等の状況について、広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

(構成)

**第4条** 本学に、人文学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
	生涯教育課程
	総合科学教育課程
	芸術文化課程

情報学部	情報科学科
	情報社会学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球科学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	物質工学科
農学部	システム工学科
	共生バイオサイエンス学科
	応用生物化学科
	環境森林科学科

**第5条** 本学に、大学院を置く。

**第6条** 本学に、附置研究所として電子工学研究所を置く。

**第7条** 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理学部 放射科学研究施設

農学部 地域フィールド科学教育研究センター

**第8条** 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

**第9条** 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

全学入試センター

国際交流センター

遺伝子実験施設

機器分析センター

総合情報処理センター

イノベーション共同研究センター

生涯学習教育研究センター

**第9条の2** 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

**第9条の3** 本学に、知的財産の創出支援並びにこれに係る権利の取得、管理及び活用を一元的に行うため知的財産本部を置く。

**第10条** 本学に、附属図書館を置く。

**第11条** 本学に事務局を置く。

**第12条** 本学に、保健管理センターを置く。

**第13条** 第4条から前条までに關する規定は、別に定める。

(役員及び教職員)

**第14条** 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭 教務職員 技術職員 事務職員 医療職員 その他

**第15条** 学部に学部長を、電子工学研究所に所長を置く。

2 学部附属の教育研究施設に長を置く。

3 附属学校に校長(幼稚園にあっては園長。)を置く。

4 学内共同教育研究施設に長を置く。

5 附属図書館に館長を置く。

6 事務局に事務局長を置く。

7 保健管理センターに所長を置く。

**第15条の2** 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校には副校長(幼稚園にあっては、副園長)、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

**第16条** 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

**第17条** 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

( 監事の職務 )

**第18条** 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

( 副学長、学部長等 )

**第19条** 副学長は、学長の職務を助ける。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

( 学科長 )

**第20条** 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

( 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画・調整会議、評価会議、教授会 )

**第21条** 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、企画・調整会議を置く。

3 本学に、評価会議を置く。

4 学部及び電子工学研究所に教授会を置く。

5 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画・調整会議、評価会議及び教授会に関する規則等は、それぞれ別に定める。

( 委員会 )

**第22条** 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

( 学年、学期 )

**第23条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

**第24条** 学期は、次の2期とする。前学期 4月1日から9月30日まで後学期 10月1日から翌年3月31日まで

( 授業期間 )

**第25条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

( 授業の休業日 )

**第26条** 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (2) 日曜日
- (3) 土曜日（人文学部の夜間主コースを除く。）
- (4) 創立記念日 6月1日
- (5) 春季休業 3月25日から3月31日まで
- (6) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (7) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第5号から第7号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

（収容定員）

**第27条** 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

（修業年限等）

**第28条** 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

（教育課程）

**第29条** 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部ごとに4年一貫した教育を行う。

(1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。なお、専門科目として、理系基礎科目を置くことがある。

(2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

**第30条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

**第30条の2** 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

**第30条の3** 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修



及び研究を実施するものとする。

**第31条** 授業科目、単位及び履修方法については、各学部及び大学教育センターが別に定める。

**第32条** 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(他の学部における授業科目の履修)

**第33条** 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

**第34条** 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第35条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第36条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得とした単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わ

せて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第37条** 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

**第37条の2** 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付をすることができる。

(卒業)

**第38条** 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

**第39条** 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

**第40条** 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(入学)

**第41条** 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学の場合には、学期の初めとすることができる。

**第42条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

**第43条** 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会の議を経て、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

（編入学）

**第44条** 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則第7条に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

（転入学）

**第45条** 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、

文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。)で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会の議を経て、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(再入学)

**第46条** 退学又は除籍後2年以内に、同一学部にも再入学を願い出た者があるときは、教授会の議を経て、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(入学志望手続)

**第47条** 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

**第48条** 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部、転学科及び転課程)

**第49条** 学生で、他の学部にも転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一学部の他の学科又は課程にも転学科又は転課程を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。
- 3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(他の大学等への入学)

**第50条** 学生は、他の大学又は本学他の学部の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

**第51条** 学生は、他の大学にも転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に

願い出て許可を受けなければならない。

( 留学 )

**第52条** 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

( 休学 )

**第53条** 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

( 退学 )

**第54条** 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

( 除籍 )

**第55条** 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の議に基づき、除籍する。

(1) 第28条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

( 賞罰 )

**第56条** 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

**第57条** 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議に基づき、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

**第58条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

**第59条** 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

**第60条** 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学金及び検定料)

**第61条** 授業料、入学金及び検定料(以下次条において「授業料等」という。)の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

**第62条** 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第63条** 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めたとする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

**第64条** 本学(大学院を除く。)の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位(大学

の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限り、)を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(聴講生)

**第65条** 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めたとする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

**第66条** 他の大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

**第67条** 第63条から前条までに關する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

**第68条** 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部において選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生に關する規程は、別に定める。

(公開講座)

**第69条** 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに關する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

**第70条** 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

**第71条** 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続により、学寮を管理する学長に願ひ出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

**第72条** 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額

とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

**第73条** 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

**第74条** 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

**第75条** 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

**第76条** この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

[以下～平成17年3月16日の附則略]

**附 則** (平成17年6月15日)

この規則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則** (平成18年2月15日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月14日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[別表 (学則第27条)、別表 (学則第40条、第64条)は略]



## 2 静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日制定)

### 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第8条)
  - 第2章 授業科目、単位及び履修方法(第9条 - 第16条)
  - 第3章 課程修了の認定(第17条 - 第20条)
  - 第4章 学位(第21条)
  - 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学(第22条 - 第33条)
  - 第6章 懲戒及び除籍(第34条・第35条)
  - 第7章 授業料、入学料及び検定料(第36条 - 第38条)
  - 第8章 教員組織(第39条)
  - 第9章 運営組織(第40条 - 第42条)
  - 第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生(第43条 - 第47条)
  - 第11章 専門職学位課程(第48条 - 第52条)
  - 第12章 雑則(第53条)
- 附則

### 第1章 総則

(大学院の目的)

- 第1条** 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

- 第2条** 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。
- 3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

**第3条** 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科  
教育学研究科  
情報学研究科  
理学研究科  
工学研究科  
農学研究科  
電子科学研究科  
法務研究科

(教育部及び研究部)

**第3条の2** 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

- 2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。
- 3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

**第4条** 人文社会科学研究科、教育学研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に修士課程を、自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取扱うものとする。

- 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

**第5条** 各研究科及び教育部(以下「研究科等」という。)に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	学校教育専攻 国語教育専攻 社会科教育専攻 数学教育専攻 理科教育専攻 音楽教育専攻 美術教育専攻 保健体育専攻 技術教育専攻 家政教育専攻 英語教育専攻
情報学研究科	情報学専攻
理学研究科	数学専攻 物理学専攻 化学専攻 生物科学専攻 地球科学専攻
工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 システム工学専攻 事業開発マネジメント専攻
農学研究科	人間環境科学専攻 生物生産科学専攻 森林資源科学専攻 応用生物化学専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

**第6条** 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、岐阜大学及び信州大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部、流域環境研究センター（環境生態システム）及び遺伝子実験施設並びに信州大学の農学部との教員とともに、本学の農学部及び遺伝子実験施設の教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

**第7条** 大学院の収容定員は、別表1のとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

**第8条** 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第53条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

## 第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

**第9条** 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等修士課程にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果、博士課程にあつては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

**第9条の2** 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

**第9条の3** 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

**第9条の4** 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

**第10条** 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実技、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

**第11条** 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第11条の2** 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

**第12条** 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

**第13条** 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

**第14条** 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を越えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したもののみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

**第15条** 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第16条** 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を越えないものとする。

### 第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

**第17条** 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に3年(法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。)以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。

(教員免許状)

**第18条** 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科

は、別表IIのとおりとする。

(単位の認定)

**第19条** 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

**第20条** 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

#### 第4章 学位

**第21条** 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

**第22条** 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

**第23条** 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定す



るものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 法第67条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
  - (10) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (13) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 2 前項第10号から第13号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
  - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
  - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
  - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第68条の2第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

**第24条** 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

**第25条** 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続)

**第26条** 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料(入学料の免除を申請中の者を除く。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

**第26条の2** 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の研究科委員会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、第42条に定める研究科委員会等の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに第8条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の研究科委員会が認定する。

(進学)

**第27条** 大学院の修士課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

**第28条** 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

- 2 疾病その他の理由で就学が不適当と認められる者は、その研究科委員会等の議を経て学長が休学を命ずることができる。
- 3 前2項の場合において休学の事由が消滅し復学しようとするときは、遅滞なく復学願を提出し許可を得なければならない。

**第29条** 休学の期間はその学年を超えてはならない。引き続き休学するときは、あらかじめ願い出ることができる。

- 2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年(法科大学院の課程の法学既修者については、2年)を超えることはできない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

**第30条** 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定(第1号による場合を除く。)により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の研究科委員会等の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

- 2 前項の願出に当たり、所属した研究科等が別組織となっている場合の願出先は、当該研究科の専攻と同一の専攻とみなされる専攻を置く研究科等とする。

(転入学)

**第30条の2** 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

**第31条** 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

**第32条** 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修し、大学院の単位として換算することができる単位を修得しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

**第33条** 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

**第34条** 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は第42条に定める研究科委員会等の議に基づき、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

**第35条** 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、研究科委員会等の議に基づき、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、研究を継続させることが適当でないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

## 第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

**第36条** 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

**第37条** 授業料、入学料及び検定料(以下次条において「授業料等」という。)の額並びに納入方法については、別に定める。

( 授業料等の免除等 )

**第38条** 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第 8 章 教員組織

**第39条** 研究科等における研究指導は大学院の教授及び准教授が、授業は大学院の教授、准教授、講師が担当する。ただし、研究科規則等の定めるところにより、研究指導は講師又は助教が、授業は助教が担当することができる。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

( 教育内容等の改善のための組織的な研修等 )

**第39条の2** 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第 9 章 運営組織

( 大学院委員会 )

**第40条** 大学院の各研究科等に共通する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 前項の大学院委員会に関する規則は、別に定める。

( 研究科等 )

**第41条** 各研究科に科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教務部長を、研究部に研究部長を置く。

( 研究科委員会等 )

**第42条** 大学院の管理運営のため、研究科に研究科委員会を、創造科学技術大学院に教授会(この規則において「研究委員会等」という。)を置く。

2 前項の研究科委員会等に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、  
大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

**第43条** 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

**第44条** 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

**第45条** 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(大学院聴講生)

**第46条** 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

**第47条** 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

## 第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

**第48条** 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

**第49条** 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

**第50条** 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

**第51条** 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)にあつては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

**第52条** 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者(以下「法務研修生」という。)として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

## 第12章 雑則

**第53条** この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

## 附 則

1 この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

## 附 則 (昭和40年5月18日)

この規則は、昭和40年5月18日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

[昭和40年7月17日～平成19年3月14日の附則略]

## 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 理工学研究科及び電子科学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成18年度における理学研究科及び工学研究科の収容定員の合計は次のとおりとする。



平成18年度

研究科名	専攻名	収容定員
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70
工学研究科	機械工学専攻	70
	電気電子工学専攻	70
	物質工学専攻	65
	システム工学専攻	37
	事業開発マネジメント専攻	20
	計	262

- 4 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度における自然科学系教育部の収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成18年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	13
	光・ナノ物質機能専攻	12
	情報科学専攻	10
	環境・エネルギーシステム専攻	7
	バイオサイエンス専攻	8
	計	50

平成19年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	26
	光・ナノ物質機能専攻	24
	情報科学専攻	20
	環境・エネルギーシステム専攻	14
	バイオサイエンス専攻	16
	計	100

別表I（第7条関係）  
学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	9	18				
	比較地域文化専攻	12	24				
	経済専攻	10	20				
	計	31	62				
教育学研究科	学校教育専攻	10	20				
	国語教育専攻	7	14				
	社会科教育専攻	7	14				
	数学教育専攻	5	10				
	理科教育専攻	10	20				
	音楽教育専攻	4	8				
	美術教育専攻	6	12				
	保健体育専攻	4	8				
	技術教育専攻	8	16				
	家政教育専攻	4	8				
	英語教育専攻	7	14				
計	72	144					
情報学研究科	情報学専攻	50	100				
	計	50	100				
理学研究科	数学専攻	12	24				
	物理学専攻	14	28				
	化学専攻	18	36				
	生物科学専攻	13	26				
	地球科学専攻	13	26				
	計	70	140				
工学研究科	機械工学専攻	70	140				
	電気電子工学専攻	70	140				
	物質工学専攻	65	130				
	システム工学専攻	37	74				
	事業開発マネジメント専攻	20	40				
	計	262	524				
農学研究科	人間環境科学専攻	15	30				
	生物生産科学専攻	24	48				
	森林資源科学専攻	24	48				
	応用生物化学専攻	24	48				
	計	87	174				
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			13	39		
	光・ナノ物質機能専攻			12	36		
	情報科学専攻			10	30		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
計			50	150			
法務研究科	法務専攻					30	90
	計					30	90
合 計		572	1144	50	150	30	90

〔別表（第18条関係）は略〕

### 3 静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定)第39条第2項及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第21条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士(専門職)とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

**第4条** 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。

(法務博士(専門職)の学位授与の要件)

**第5条の2** 法務博士(専門職)の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

**第6条** 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

**第7条** 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長(以下「研究科長等」という。)に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会(以下「研究科委員会等」という。)にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

**第8条** 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

**第9条** 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

**第10条** 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めるときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

**第11条** 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長すること

ができる。

(最終試験)

**第12条** 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

**第13条** 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

**第14条** 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

**第15条** 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

**第16条** 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

**第17条** 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めるときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

**第18条** 研究科委員会等(法務研究科委員会を除く。)が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

**第19条** 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文の公表)

**第20条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

**第21条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

**第22条** 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

**第23条** 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

## 附 則

1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。

2 静岡大学学位規程(昭和39年4月27日制定)は、廃止する。

3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

**附 則**（昭和56年 4 月15日）

この規程は、昭和56年 4 月15日から施行し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

〔昭和59年 4 月18日～平成16年11月17日の附則略〕

**附 則**（平成17年 3 月16日）

- 1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に人文社会科学研究科法律経済専攻に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に大学院理工学研究科及び大学院電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規程にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

学位	学部・学科又は研究科	付記する専攻分野の名称
学士		
	< 中略 >	< 中略 >
修士		
	< 中略 >	< 中略 >
博士	自然科学系教育部	学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士(専門職)	< 中略 >	< 中略 >

## 別記様式

### 1 学位記

〔(1)、(2)、(5)は略〕

(3) 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

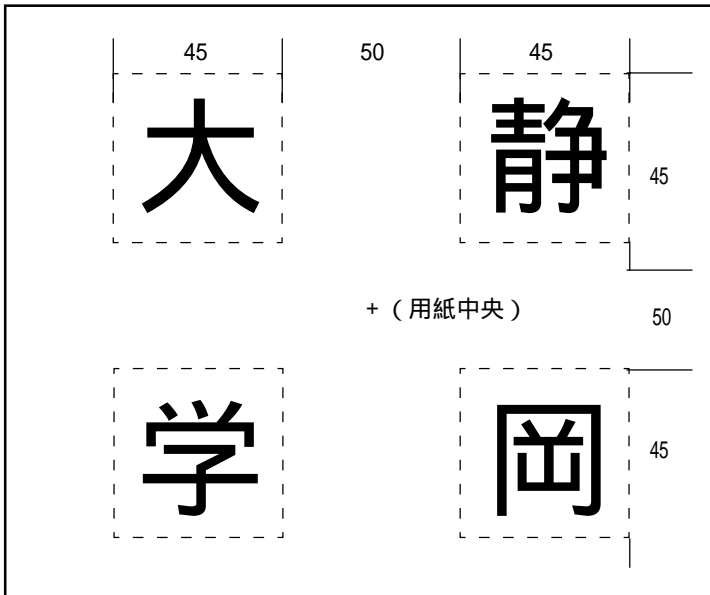
学 章	学 位 記	博甲第 号
	氏 名	年 月 日生
本学大学院自然科学系教育部 専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士( )の学位を授与する		
年 月 日		
静岡大学長 氏		名 印

(4) 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

学 章	学 位 記	博乙第 号
	氏 名	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士( )の学位を授与する		
年 月 日		
静岡大学長 氏		名 印



備考 用紙は、日本工業規格のA4の縦とし、「静岡大学」の透かし文字を入れたものとする。(透かし文字の大きさ及び配置(単位mm))



## 2 学位授与申請関係書類

### (1) 第 8 条第 1 項の規定による学位申請書の様式

静岡大学長 殿	年 月 日
氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
学 位 申 請 書	
貴学学位規程第 8 条第 1 項の規定により博士 ( ) の学位を受けたいので、学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。	
記	
1 参考論文 2 履歴書 3 論文目録 4 論文要旨	

### (2) 第 8 条第 1 項の規定による履歴書の様式

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	男  女
現 住 所	
学 歴	
研究歴	
職 歴	

備考 履歴事項は、高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記入すること。

(3) 第8条第1項の規定による論文目録の様式

氏名			
博士論文 題名	公表の方法	公表年月日	
参考論文 題名	公表の方法	公表年月日	

- 備考 1 論文題名が外国語の場合は、和訳を付すること。  
2 論文が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及び時期を記入すること。

## 4 静岡大学創造科学技術大学院規則

第1章 総則（第1条）

第2章 創造科学技術大学院（第2条～第4条）

第3章 自然科学系教育部（第5条～第17条）

第4章 創造科学技術研究部（第18条～第22条）

第5章 補則（第23条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第3条の2第3項の規定に基づき、静岡大学創造科学技術大学院（以下「創造科学技術大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 第2章 創造科学技術大学院

（目的）

**第2条** 創造科学技術大学院は、静岡大学大学院自然科学系教育部（以下「教育部」という。）及び静岡大学大学院創造科学技術研究部（以下「研究部」という。）で構成し、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を実践することを目的とする。

（大学院長）

**第3条** 創造科学技術大学院に、大学院長を置く。

2 大学院長は、創造科学技術大学院を代表し、その業務を統括する。

3 大学院長の選考については、別に定める。

（教授会）

**第4条** 創造科学技術大学院に、創造科学技術大学院の管理運営に関する事項を審議するため、創造科学技術大学院教授会を置く。

2 教育部に教育部の管理運営に関する事項を審議するため、教育部教授会を置く。

3 研究部に研究部の管理運営に関する事項を審議するため、研究部教授会を置く。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3章 自然科学系教育部

（専攻）

**第5条** 教育部に次の専攻を置く。

ナノビジョン工学専攻  
光・ナノ物質機能専攻  
情報科学専攻  
環境・エネルギーシステム専攻  
バイオサイエンス専攻

2 前項の専攻を担当する教員は、研究部に所属する研究指導又は授業担当の資格を有する教授、准教授及び助教のうちから、研究部教授会が選考する。

(教育部長及び教育副部長)

**第6条** 教育部に教育部長及び教育副部長を置く。

2 教育部長は、大学院長をもって充てる。

3 教育副部長の選考等については、教育部教授会が別に定める。

(専攻長及び副専攻長)

**第7条** 専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長の選考等については、教育部教授会が別に定める。

(教育方法及び指導教員)

**第8条** 教育部における教育は、授業及び博士論文の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

2 研究指導その他の指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

3 指導教員は、専攻を担当する教授、准教授及び助教のうちから、教育部教授会が定める。

4 指導教員は、主指導教員1人、副指導教員2人とし、副指導教員のうち1人は、学生が所属する専攻以外の専攻を担当する教員とする。

(授業科目及び単位)

**第9条** 教育部における授業科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(履修方法)

**第10条** 学生は、別表IIに定めるところにより、修了に必要な授業科目11単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに教育部長に届け出なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修)

**第11条** 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、教育部長の許可を得て、他の大学院の博士課程(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、4単位を超えない範囲で課程修了の要件とな

る単位として認めることができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

**第12条** 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、教育部長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(入学前の既修得単位の認定等)

**第13条** 学生が教育部に入学する前に、大学院(博士課程)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教育部に入学した後の教育部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は4単位を超えないものとする。

3 第11条第2項及び前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、合計4単位を超えないものとする。

(単位修得の認定等)

**第14条** 教育部における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

2 他の大学院及び入学前の既修得単位を教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教育部教授会が行う。

(博士論文提出資格)

**第15条** 教育部において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(課程修了の認定)

**第16条** 課程修了の認定は、教育部に3年以上在学し、11単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優秀な業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

**第17条** 課程を修了した者に対する博士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

#### 第4章 創造科学技術研究部

(研究院及び研究部門)

**第18条** 研究部に、次の研究院及び研究部門を置く。

浜松研究院（浜松キャンパス） ナノビジョンサイエンス部門 オプトロニクスサイエンス部門 インフォマティクス部門 ナノマテリアル部門 エネルギーシステム部門	ベーシック部門
静岡研究院（静岡キャンパス） 統合バイオサイエンス部門 環境サイエンス部門	

2 研究部門を担当する教員は、研究部教授会が選考する。

（研究分野）

**第19条** ベーシック部門に、次の研究分野を置く。

創造科学技術分野

先進科学技術分野

2 前項の研究分野に関し、必要な事項は、研究部教授会が別に定める。

（研究部長）

**第20条** 研究部に研究部長を置く。

2 前項の研究部長の選考等については、創造科学技術大学院教授会が別に定める。

（研究院長）

**第21条** 研究院に研究院長を置く。

2 前項の研究院長の選考等については、研究部教授会が別に定める。

（部門長）

**第22条** 研究部門に部門長を置く。

2 前項の部門長の選考等については、研究部教授会が別に定める。

## 第5章 補則

（補則）

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項については、創造科学技術大学院教授会が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

ナノビジョン工学専攻

授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
( 専 門 科 目 )			} 2 単位以上選択必修
イメージングデバイス・システム		2	
ディスプレイデバイス・システム		2	
ナノフォトニクス		2	
ナノエレクトロニクス		2	
( 特 別 講 義 ・ 演 習 ・ 特 別 研 究 )			} 共通科目と合わせ、4単位以上 選択必修
ナノビジョン工学特別講義		1	
ナノビジョン工学演習	2		
ナノビジョン工学特別研究	3		

光・ナノ物質機能専攻

授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
( 専 門 科 目 )			} 2 単位以上選択必修
物質創製分子科学		2	
光量子分子科学		2	
量子エレクトロニクス		2	
ナノマテリアル		2	
( 特 別 講 義 ・ 演 習 ・ 特 別 研 究 )			} 共通科目と合わせ、4単位以上 選択必修
光・ナノ物質機能特別講義		1	
光・ナノ物質機能演習	2		
光・ナノ物質機能特別研究	3		

情報科学専攻

授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
( 専 門 科 目 )			} 2 単位以上選択必修
情報通信システム論		2	
コンピュータネットワーク論		2	
ソフトウェアエンジニアリング論		2	
知的メディア処理論		2	
ヒューマンインタフェース論		2	
情報数理科学		2	
( 特 別 講 義 ・ 演 習 ・ 特 別 研 究 )			} 共通科目と合わせ、4単位以上 選択必修
情報科学特別講義		1	
情報科学演習	2		
情報科学特別研究	3		



環境・エネルギーシステム専攻

授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
(専門科目)			2単位以上選択必修
環境適合プロセス論		2	
生産システム論		2	
物質循環環境論		2	
地球内部環境論		2	
生物多様性環境論		2	
地球環境システム工学		2	
(特別講義・演習・特別研究)			共通科目と合わせ、4単位以上 選択必修
環境・エネルギーシステム特別講義		1	
環境・エネルギーシステム演習	2		
環境・エネルギーシステム特別研究	3		

バイオサイエンス専攻

授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
(専門科目)			2単位以上選択必修
ケミカルバイオロジー		2	
新遺伝子・細胞工学		2	
生体統合制御学		2	
分子生命科学		2	
(特別講義・演習・特別研究)			共通科目と合わせ、4単位以上 選択必修
バイオサイエンス特別講義		1	
バイオサイエンス演習	2		
バイオサイエンス特別研究	3		

各専攻の専門科目は、1年度に1科目のみ履修できるものとする。

共通科目(短期集中型講義)

授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
(総論)			各専攻の特別講義と合わせ、 4単位以上選択必修
光子・電子のナノサイエンスと工学応用		2	
物質と光の科学と工学応用		2	
インフォマティクス論		2	
エネルギー環境論		2	
生命・環境・科学論		2	
(新領域)			
情報科学・ナノサイエンス		2	
バイオ・マテリアル		2	
かたちの数理科学		2	
(基盤的共通科目)			
知的財産論		1	
経営論		1	
自然環境論		1	
生命倫理		1	
環境倫理		1	
科学技術文書表現法		1	

別表 修了に必要な履修科目単位数（第10条関係）

授業科目の履修区分				合 計
必修科目		選択必修科目		
演 習	2単位	専門科目	2単位以上	11単位以上
特別研究	3単位	共通科目 特別講義	4単位以上	

## 5 関 係 法 令

### 教育基本法（抄）

**第1条**（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

**第2条**（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

### 学校教育法（抄）

（大学院の目的）

**第65条** 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

### 大学院設置基準（抄）

（大学院の課程）

**第2条** 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）

**第2条の2** 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

（博士課程）

**第4条** 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、第2条の2の博士課程については、その標準修業年限は、5年を超えるものとするができる。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、第2条の2の博士課程において前期及び後期の課程に区分するときは、前期の課程については2年を、後期の課程については3年を超えるものとするができる。

- 4 前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により2年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、同項に規定する後期3年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、第2条の2の博士課程については、その標準修業年限は、3年を超えるものとする。ことができる。

(授業及び研究指導)

**第11条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

**第12条** 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

(研究指導)

**第13条** 研究指導は、第9条の規定により置かれる教員が行うものとする。

- 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(博士課程の修了要件)

**第17条** 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有す

る者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする

## 6 静岡大学天城フィールド・セミナー・ハウス利用規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、静岡大学天城フィールド・セミナー・ハウス(以下「セミナー・ハウス」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** セミナー・ハウスは、主として野外における実習、研究を目的とし、次に掲げる者の利用に供する。

- (1) 静岡大学(以下「本学」という。)教職員による研究及び研修等
- (2) 本学学生の野外実習及び研究並びに研修等
- (3) 理学部長が適当と認めた者による研究及び研修等

(管理運営)

**第3条** セミナー・ハウスは、理学部長が管理、運営する。

(利用の申込み及び許可)

**第4条** セミナー・ハウスを利用しようとする者は、利用開始予定日の2ヶ月前から10日前までに、理学部総務係に利用を申込み、理学部長の許可を受けるものとする。

2 理学部長は、セミナー・ハウスの利用を許可したときは、利用希望者に別に定める利用許可書を交付する。

(使用料)

**第5条** 本学以外の者が利用を許可されたときは、別に定める使用料を利用開始の日の前日(当該日が土曜日・日曜日又は休日等であるときは、その前日)までに、理学部総務係へ納めなければならない。

(光熱水料等)

**第6条** 施設利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、前条に規程する使用料のほか、別に定める光熱水料等を納付しなければならない。

(遵守事項)

**第7条** 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 許可期限を厳守すること。
- (3) 設備、備品等を無断で移動しないこと。
- (4) 利用後は、清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- (5) その他別に定める利用心得を遵守し、理学部総務係及び管理人の指示に従うこと。

(許可の取消し)

**第8条** 理学部長は、利用者が次の各号の一に該当したときは、許可を取消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 許可の条件に違反したとき。

(2) 利用心得に違反したとき。

(3) 使用願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(損害賠償)

**第9条** 利用者が、故意又は過失によって施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(事務)

**第10条** セミナー・ハウスに関する事務は、理学部総務係において処理する。

(補則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、セミナー・ハウスの利用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

## 7 静岡大学佐鳴会館利用規程

(平成2年11月1日制定)

(趣旨)

**第1条** この規程は、静岡大学佐鳴会館(以下「会館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 会館は、宿泊、福利厚生及び課外活動等の施設として、利用することを目的とする。

(利用者の範囲)

**第3条** 会館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の非常勤講師
- (2) 本学に公務のため来学した者
- (3) 本学の職員
- (4) 本学の学生(宿泊を除く。)
- (5) 本学の卒業生
- (6) その他工学部長が適当と認めた者

(休館日)

**第4条** 会館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 工学部長は、前項に定めるもののほか、臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間等)

**第5条** 開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、工学部長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、和室を宿泊以外の目的で利用する場合は、午後8時までとする。

3 宿泊の場合は、午後10時を門限とする。

4 宿泊の場合の利用期間は、原則として、引き続き6日を越えないものとする。

(利用手続)

**第6条** 会館の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、別に定める利用願を利用予定日の3日前までに工学部長に提出し、許可を得なければならない。ただし、利用希望者があらかじめ提出できないときは、本学の職員が代理することができる。

2 工学部長は、前項の利用を許可したときは、別に定める利用許可書を利用希望者に交付する。



(使用料)

**第7条** 利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 本学職員が公務又は福利厚生のために利用する場合及び学生が課外活動のため利用する場合は、無料とする。

3 納付した使用料は、返還しない。

(光熱水料等の負担)

**第8条** 利用者は、前条に規定する使用料のほか、別に定める光熱水料等を納付しなければならない。

(利用者の義務)

**第9条** 利用者は、別に定める会館利用心得を守らなければならない。

(利用の変更)

**第10条** 利用者は、第6条第2項の許可内容を変更しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(利用許可の取消し等)

**第11条** 工学部長は、利用者に許可の条件に反する行為があると認めるときは、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることがある。

(損害賠償)

**第12条** 利用者は、故意又は重大な過失により、会館の施設及び設備を滅失し、又はき損した場合は、損害賠償をしなければならない。

(会館の事務)

**第13条** 会館の事務は、工学部事務部において処理する。

(その他)

**第14条** この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成2年11月1日から施行する。

2 静岡大学厚生施設職員使用細則(昭和40年5月10日制定)は、廃止する。

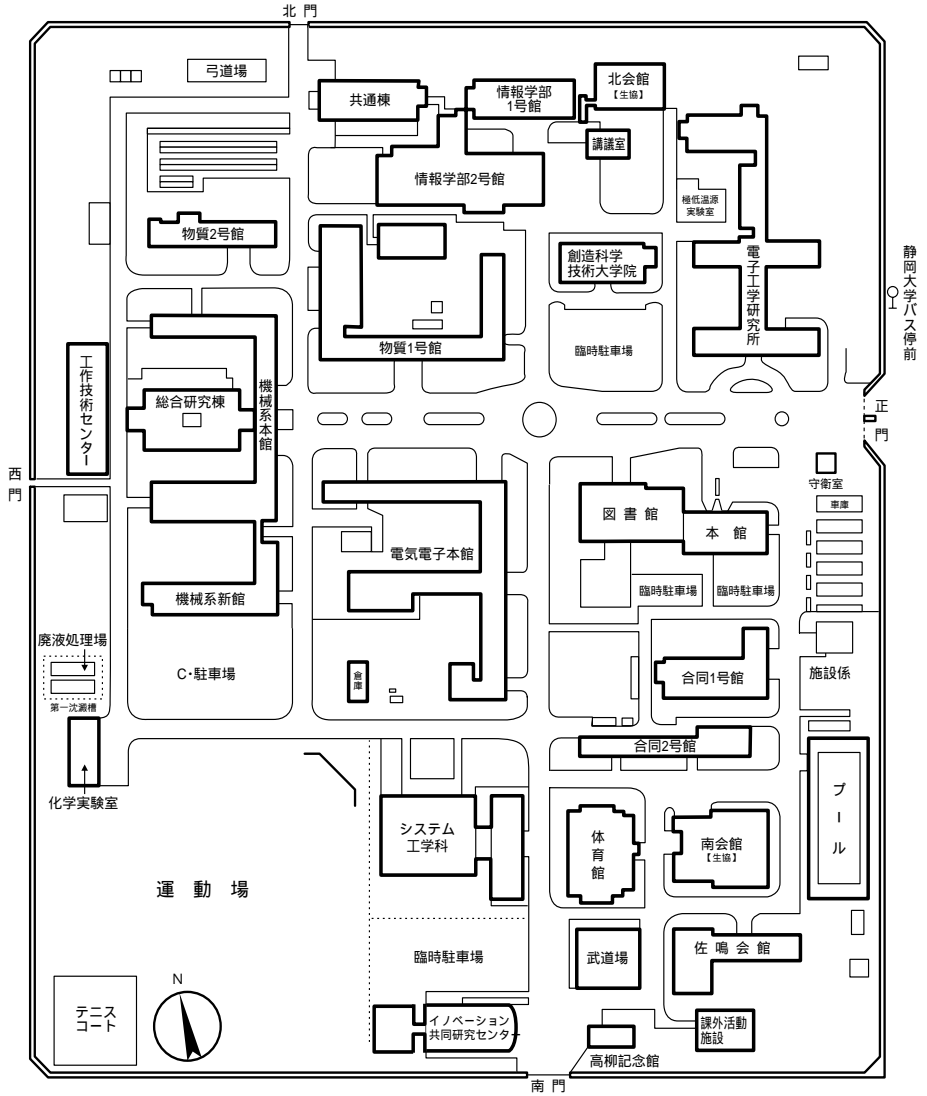
[平成7年4月25日～平成13年3月30日の附則略]

## 附 則(平成14年3月29日改正)

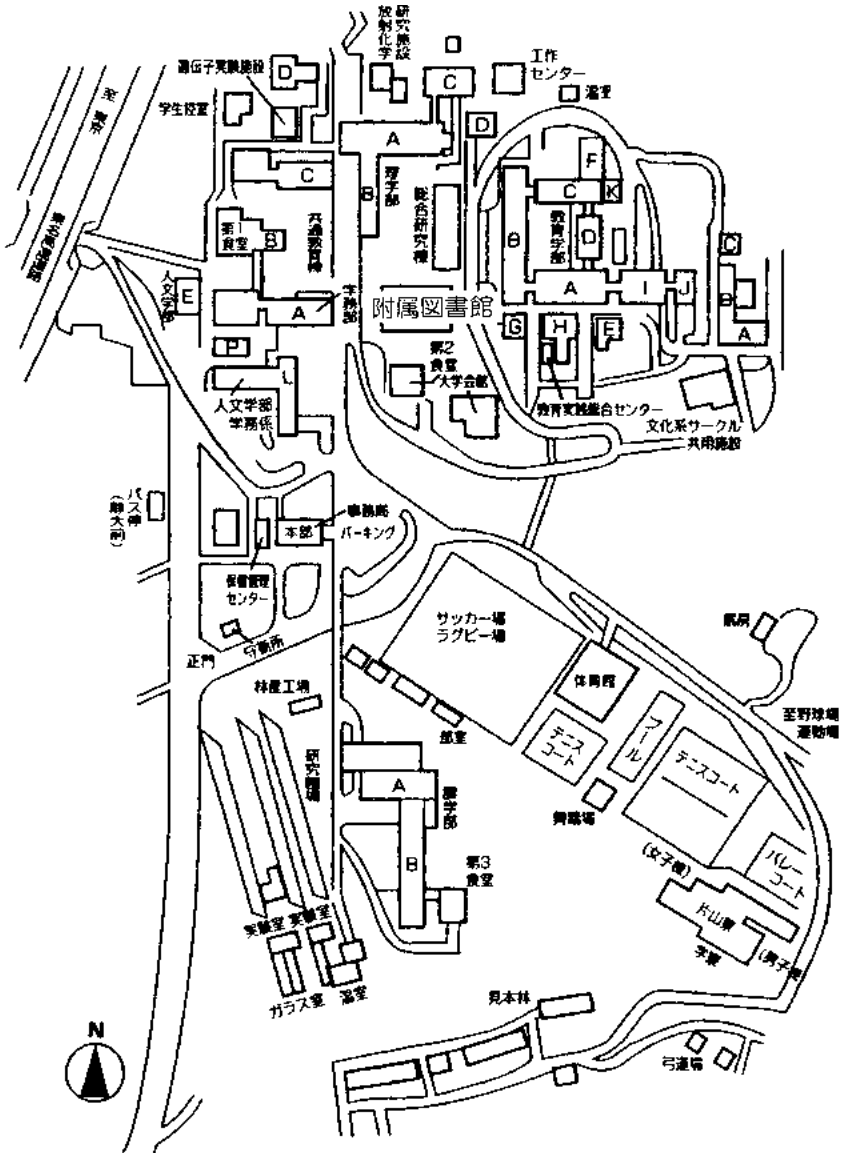
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

[別表(第7条関係)は略]

# 【浜松キャンパス】建物配置図



# 【静岡キャンパス】建物配置図



静岡大学

大学院自然科学系教育部

浜松キャンパス：〒432-8011 浜松市中区城北 3-5-1 静岡大学創造科学技術大学院係（事務部）  
TEL 053-478-1350 FAX 053-478-1359

静岡キャンパス：〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学理学部学務係（事務部分室）  
TEL 054-238-4717 FAX 054-237-9895